

回 答 書

令和 7 年 11 月 12 日

株式会社 内藤建築事務所

代表取締役 川本 雄三 殿

支出負担行為担当官
四国地方整備局長 豊口 佳之

令和 7 年 10 月 29 日付けで請求のありました、下記業務に関する非特定理由について、下記のとおり回答します。

なお、この回答書による説明に不服がある場合は、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室 政府調達苦情検討委員会事務局 電話 03-6257-1537（直通））に対して、この回答書を受け取った日から 10 日以内に、苦情を申し立てることができます。

記

1 業務名 令和 7－8 年度 西条法務総合庁舎外設計業務

2 非特定理由についての回答

（1）非特定となった理由、講評及び具体的な点数表

- ① 技術力、業務実施方針及び手法について、他社が優位なため非特定となりました。
- ② 講評については、実施しておりません。
- ③ 具体的な点数表については、入札情報サービス（PPI）において公表しております。

（2）特定者の提案書の開示

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号イにより、不開示情報に該当します。

以上

非特定理由についての説明願い書

支出負担行為担当官
四国地方整備局長
豊口 佳之 殿

記

【業務名：令和7－8年度 西条法務総合庁舎外設計業務】において、非選定となった理由、講評、及び具体的な点数表（参加表明書、技術提案書各々の点数内訳）と特定者の提案書の開示をお願いしたく、本説明願い書を提出させて頂きます。

御教示の程、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上

令和 7年10月29日

(提出者) 京都市左京区田中大堰町182番地
株式会社 内藤建築事務所
代表取締役 川本 雄三

(担当者) 担当部署 四国事務所
所長 横畠 靖